

議会だより

第41号

第13回内子町議会議員研修会

10月10、11の両日、内子町議会議員17人が出席し、「デマンド交通」「議会基本条例」について研修を行いました。

デマンド交通

総務常任委員 中田 厚寛

広島県世羅町で「デマンド交通」について研修しました。



世羅町での研修の様子

■人口など

人口 (H22.4.1 現在)	18,229人 (男性 8,671人 女性 9,558人)
世帯数	6,708世帯
面積	278.29km ²
就業者数	9,540人
第1次産業	2,318人 (24.3%)
第2次産業	2,442人 (25.6%)
第3次産業	4,755人 (49.8%)
分類不可	25人 (0.3%)

世羅町は平成16年10月1日に世羅郡3町が合併して誕生した町です。17年6月に交通手段に関するアンケート調査を行い、その後、地域交通システム検討委員会を設置し、さまざまな検討を重ねた上で、18年9月1日からデマンド交通の運行をスタートしています。

1. 移動手段にかかる財政負担の軽減

合併以前の3町では、地域交通に関して手厚い制度を備えていました。しかしその制度は高齢者の一部や児童生徒に特化されたもので、生活交通路線バスも利便性の点から、地域の交通移動不便者の移動手段として十分な機能を果たしているとは言えない状況でした。

また、これらの経費は17年度で8,700万円を超え、利用者の減少で年々増加傾向にありました。このため、抜本的な地域交通対策の見直しが緊急の課題となっていました。

2. 利便性の高い公共交通を目指して

アンケートによると、新しい交通システムを利用したいと回答した人の目的は、通院・60代以上の買い物・32割でした。多くの利用者が、通院の帰りに買い物をして自宅に戻るパターンを望んでいることが分かりました。

(1)従来は利用者が車に時間を合わせていたが、新交通システムでは、利用者の利便にでき

るだけ合わせる方法を探る。

(2)利用データの分析により運行面で適切な改善が図られるように、柔軟なシステムを確立する。特に、周辺住民が中心部に移動するための手段をいかに確保するかを重点を置いてシステム構築を図る。

3. 移動手段の向上による地域活性化

町内全域で、午前中はジャンボタクシー4台と小型タクシー3台、午後はジャンボタクシー1台が運行しています。料金は片道1回300円(一部地域は2回の運行となる)で、利用券で支払います。1日5往復程度の便を確保し、買い物や通院などに利用されています。

運行を開始してから、これまで公共交通を利用していなかった新たな利用客も増え、病院などへ通院した後、買い物をして戻るといふ、アンケートにもあった利用形態が多くを占めているということでした。

内子町も、大平地区と南山地区でデマンドバスのモデル運行が始まりました。料金は、近く

鳥取県北栄町議会を視察して

総務常任委員 中本 勇

の町営バス停からの運賃と同額で、年内は試験的なこともあり無料となっています。利用は予約制で、前もっての電話連絡が必要です。誰もが安心して生活でき、生活の足となる交通手段が容易に確保できるように、行政と議会が知恵を出し合って町民にとっての最善の道を考え、研修を重ねながら、今後とも努力していきたいものです。

1. 北栄町の概要

北栄町は、平成17年10月1日に北条町と大栄町が合併して誕生しました。北は日本海に面した砂丘地帯で、南は丘陵地帯。人口は1万6,267人です。(22年1月1日現在)

(1)特産品

旧北条町は、面積の約4割をブドウや葉たばこ畑、約3割を水田地帯が占める平坦な土地です。旧大栄町の砂丘地帯では長

芋、ラッキョウ、スイカなどが栽培されています。

(2)環境まちづくり

海岸沿いには17年12月に完成した9基の風車が立ち並び、循環型社会のシンボルとなっています。また、「アニメ」名探偵コナン」の原作者・青山剛昌さんの出身地であり、「コナンの里づくり」を展開。鳥取県内でも有数の農業の町で、環境に優しまちづくりを進めています。

2. 北栄町議会の概要

○議員定数 15人

(男性14人、女性1人)

○議員の構成

無所属	11人
公明党	1人
日本共産党	1人
民主党	2人
30歳代	2人
50歳代	4人
60歳代	6人
70歳代	3人
・最年少33歳、最年長72歳	
・平均58.5歳	
農業	10人
会社員	3人
自営業者	2人

○議会と常任委員会

定例議会	4回
臨時議会	8回
総務常任委員会	5人
産業建設常任委員会	5人
教育民生常任委員会	5人
広報広聴常任委員会	6人
議会運営委員会	6人

3. 北栄町議会基本条例

- (1)議会基本条例の特徴
- ・すべての会議は、原則公開
 - ・議会報告会、意見交換会(年1回)の開催
 - ・議員の質問に対する町長などの反問権の付与
 - ・政策形成過程に関する資料の提供
 - ・地方自治法96条第2項による議決事項の追加
 - ・町長などの事務執行に対する監視と評価
 - ・議員相互の自由で活発な討議
 - ・町民団体との一般会議の設置
 - ・定例議会後の会議で内容検証
 - ・4年に1度の基本条例の検証
 - (2)議会広報と議会報告会
 - ・広報広聴常任委員で内容を検討し、議会予算で年4回の議会広報を発行

議会報告会、意見交換会を2会場で開催

4. 町議会のあり方

- ・「人と自然が共生し、あたたかい心のふれあうまち」を目指す。
- ・住民参加型の行政を推進し、住民一人一人が責任を自覚し、魅力ある町を目指す。
- ・常に住民の立場で考えることを忘れず、慎重に審議、議決、認定を行う。

5. まとめ

北栄町は100割に近い世帯にケーブルテレビが普及しており、議会中継や議会広報「議会だより」の発行などを行っています。内子町でもケーブルテレビによる放送や、各常任委員会、全員協議会、学習会などを行っていますが、町民の意見を第一として、より議会活動に努力していきたいと強く決意しました。「内子町に住んでよかつた」と言ってもらえるまちづくりのために、理事者、職員、議員が一体となって頑張っていくことを約束します。